

(別添)

佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に
定める「くろまぐろ」について

(第4管理期間)

平成30年7月1日公表

平成30年10月1日一部改正

平成31年1月1日一部改正

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは定置漁業、曳き縄漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業により、主に冬から春にかけ玄界灘で漁獲される等本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理数量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理数量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理数量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について佐賀県の知事管理量に関する事項

第4 管理期間（H30.7.1 から H31.3.31）

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	0.8トン
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	6.0トン

・本県は漁船漁業及び定置漁業のいずれも漁船漁業等の広域管理に参加する。

・「本計画で当初定めた漁船漁業等の割当量」又は「本計画で当初定めた定置漁業の割当量」は、第3で定めるところにより変化するのにあわせて、上表の本県の知事管理量も変化するものとする。

・全国数量（我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量）を超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、農林水産大臣が当該採捕の数量とともに公表し、当該公表がされた場合で、かつ、上表の本県の知事管理量、漁船漁業等の広域管理量及び定置漁業の共同管理量が消化されていなくとも、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別の数量に関する事項

1 採捕の種類別の数量

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	0.7トン	3.0トン
本県の定置漁業の割当量	0.1トン	3.0トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

本県は漁船漁業と定置漁業のいずれも対象として、小型魚について

は、山形県、大阪府、岡山県、大分県及び沖縄県とともに、また、大型魚については、山形県、大阪府、岡山県及び大分県ともに漁船漁業等の広域管理を行うこととする。このため、広域管理に参加する都道府県における漁船漁業等による採捕の数量の合計がこれらの都道府県の漁船漁業等の割当量等の合計値、小型魚で 2.0 トン、大型魚で 14.1 トンを超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県が漁船漁業等の割当量を消化していない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、本県の漁船漁業等の割当量とする。

2 採捕の停止等の命令について

本県は、採捕の数量が採捕の種類別の各数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに法第 10 条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 本県では本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

(1) 釣り漁業や曳き縄漁業等((2)の定置以外)

- ・ 目的操業は自粛する。
- ・ 30キログラム未満の生存個体は放流する。
- ・ 放流した場合は、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。
- ・ 真にやむを得ない混獲で放流が困難な場合は水揚げし、漁獲報告を正確かつ速やかに行う。

(2) 定置漁業

- ・ 30キログラム未満の生きている個体の放流に努める。

2 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合は以下のとおり採捕数量が積み上がった場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
佐賀玄海漁業協同組合	・定置漁業	・1か統当たり50キログラムを超える量の採捕
	・曳き縄漁業 ・釣り漁業 ・はえ縄漁業	・1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕
	・釣り漁業	・1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県
佐賀玄海漁業協同組合	・各漁業者は、地区長に電話連絡	・地区長は、参事に電話連絡	・漁協(参事/総務課長/指導課長)は本県水産課にメール/FAX連絡 ・本県は送信者に受信連絡
小川島漁業協同組合			

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

(3) (1)の本県への一報の対象となる採捕があった際の漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁、漁業協同組合の荷受け自粛。
曳き縄漁業 はえ縄漁業 釣り漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの

	目的操業の自粛の徹底、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。
--	--------------------------------------

- (4) 漁業者から本県全体の合計で1日原則0.3トン(農林水産大臣と協議して定める数量)を超える採捕の数量報告があった際は、速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

3 採捕の数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれがあると認めるときとして、本県の第2又は第3の数量の7割を超えた時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が「漁船漁業等の広域管理量」又は我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

4 早期是正措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 【漁船漁業等】

漁船漁業等の割当量の7割を超えるおそれがあると、認めるとき

- ・ くろまぐろを獲ることを目的とした操業の自粛を徹底する。
- ・ 生存個体は全て放流する。
- ・ くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。
- ・ これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 【定置漁業】

定置漁業の数量の7割を超えるおそれがあると、認めるとき

- ・ 生存個体は全て放流する。
- ・ 魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認される以外は休漁する。
- ・ これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

1 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

2 採捕の停止命令について

(1) 第2の知事管理量

第2の知事管理量の9割を超えるおそれが著しく大きい時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 第3の採捕の種類別の数量

第3の採捕の種類別の数量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

なお、採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするために最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量(採捕の種類別の数量)について、当該数量の9割を超える時点で、採捕の停止命令をする。

(3) 全国数量、漁船漁業等の広域管理量

全国数量、漁船漁業等の広域管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その

時点における当該都道府県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

法第 10 条第 2 項の規定に基づき採捕の停止命令が出される際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象とする。

(5) 第4管理期間までの超過分の差引等について

	超過量合計	第3期期首の差引き 済み数量	第4管理期間期 首の差引き量 (9 か月分)	第3期漁獲枠残 の上乗せによ る繰上げ返済 分	第 5 以降の 差引き量合 計
第 2 管理期 間超過分	10.3 トン	0.2 トン	0.2 トン	0.8 トン	9.1 トン

第 2 管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の 2 割を上限として 52 年間にわたって分割して差し引くこととしている。ただし、第 4 管理期間は管理期間が 9 か月間であることから、漁獲枠超過量の差引き量も 9 か月分に按分した 0. 2 トンとする。

なお、本県の第 3 管理期間の漁獲枠の残量 0. 8 トンは、第 2 管理期間超過量の第 5 管理期間以降の差引きに充当することとし、第 5 管理期間以降の差引き量の残量を 9. 1 トンとする。